

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アンゴラ	食糧援助に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.18まで	H16.3.19 ルアンダ で (同日)	日本側 飯山常成在アンゴラ大使 アンゴラ側 フランシスコ・ロペス・オ・デ・オリベイラ・イ・シルバ外務副大臣	H17.4.21 230号
アンゴラ	食糧増産援助に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資並びにその輸送及び調達に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.31まで	H17.3.2 ルアンダ で (同日)	日本側 佐野浩明在アンゴラ臨時代理大使 アンゴラ側 マリオ・フエリス外務省アジア・オセアニア局長	H17.6.22 471号
アンゴラ	ペラリア対策計画のための贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	ペラリア対策計画を実施するために必要な1.機械、車両及び医薬品並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	263,000千円 H18.3.31まで	H17.4.15 ルアンダ で (同日)	日本側 佐野浩明在アンゴラ臨時代理大使 アンゴラ側 ジョゼ・ゲレイロ・アルブレス・グリエロ外務次官	H17.6.23 495号
アンゴラ	食糧援助に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	250,000千円 H18.3.31まで	H17.4.15 ルアンダ で (同日)	日本側 佐野浩明在アンゴラ臨時代理大使 アンゴラ側 ジョゼ・ゲレイロ・アルブレス・グリエロ外務次官	H17.6.24 502号
アンゴラ	第二次ルアンダ州小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	第二次ルアンダ州小学校建設計画を実施するために必要な1.校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機械及びその据付けに必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4.上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	792,000千円 H18.3.31まで	H17.8.4 東京で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 アンゴラ側 ジョアン・ベルナルド・デ・ミランダ外務大臣	H17.8.24 847号
アンゴラ	食糧援助に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H18.3.31まで	H17.9.14 ルアンダ で (同日)	日本側 柴田進在アンゴラ大使 アンゴラ側 イレーネ・アレシヤンドラ・ダ・シルバ・ネト外務副大臣	H17.10.11 989号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。